

新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、緑豊かな住みよい都市環境及び景観づくりに推進することを目的に新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例（以下「条例」という。）第17条第3項及び第22条の規定による必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生垣等 下記に示す生垣及び高木性樹木のことをいう。
- (2) 生垣 高さの均一な樹木に丸太・竹・杭等の補助材料を用いて、互いに葉が触れ合う程度に列植した垣根をいう。
- (3) 高木性樹木 植栽時の地上高が2メートル以上のものをいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、条例第16条の規定により、緑化地区に指定された地区内の土地又は、建物を所有し、又は管理する者及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条又は、第54条の規定により締結され、同法第47条第1項の規定により認可のあった緑地協定又は同法54条第4項の規定により効力を生じた緑地協定の区域内の土地所有者等で本市において新たに生垣等を設置する者とする。ただし、分譲を目的とする場合は除く。

(生垣等の条件)

第4条 前条に規定する生垣等は、次の各号に掲げるいずれの条件にも該当するものでなければならない。

- (1) 設置する生垣等が、国、県、市道、その他建築基準法上の道路に面していること。
- (2) 生垣は、前項に規定する道路に3メートル以上設置し、高さは100センチメートル以上、長さは1メートル当たり2本以上が列状に植え込まれていること。
- (3) 高木性樹木の間隔は5メートル以上の距離をとること。
- (4) 生垣等の樹種は原則、該当地区の協定等で定めているものであること。

(ブロック塀等の除去)

第5条 ブロック塀等の除去は、次の各号に掲げるいずれの条件にも該当するものでなければならない。

- (1) 除去の延長は、3メートル以上で生垣設置延長を超えないこと。
- (2) 除去後の高さがおおむね40センチメートル以下であり、生垣の健全な育成を妨げないこと。

(補助の対象経費)

第6条 補助金の対象となる費用は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、既存のものを流用する場合の材料費や、工事を申請者自ら行う場合の工事費は対象外とする。

- (1) 基盤造成に伴う既設構造物の撤去工事費
- (2) 基盤造成の工事費
- (3) 土壌、肥料、支柱及び生垣の材料費（第2条第3項の該当者は高木性樹木の材料費も含む）
- (4) 植栽工事費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において次の各号に定めるものとする。

- (1) 前条に規定する費用の2分の1に相当する額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- (2) 前項の限度額を5万円とし、過去にこの要綱で補助を受けた建築物等の対象者は除く。
- (3) 生垣等の設置について、国、県、その他の団体からの補助金等を受ける場合は、対象経費からその補助金等の額を差し引くものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、事業の実施前にあらかじめ申請しなければならない。

- (1) 新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 生垣等設置計画書（第2号様式）
- (3) 生垣等設置案内図・計画図（第3号様式）
- (4) 事業の実施場所の現況写真（事業着手前）
- (5) 事業に要する費用の見積書
- (6) 申請者と事業の実施場所の所有者が異なる場合は、当該所有者の承諾書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定す

るものとする。

- 2 前項の規定による審査等の結果、補助金の交付を決定したときは、その決定内容（交付条件を付したときは、その決定内容及び条件）を新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（決定の変更等）

第10条 申請者は、規則第10条の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする

- （1）新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金変更交付申請書（第5号様式）
- （2）生垣等設置計画書（第2号様式）
- （3）生垣等設置案内図・計画図（第3号様式）
- （4）事業の実施場所の現況写真（事業着手前）
- （5）事業に要する費用の見積書
- （6）申請者と事業の実施場所の所有者が異なる場合は、当該所有者の承諾書
- （7）その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、当該申請者に係る交付決定額等の交付内容及びこれに付した条件を変更することができる。

- 3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告に係る添付書類）

第11条 申請者は、事業終了後速やかに規則第13条の規定により次の各号に掲げる資料を市長に提出するものとする。

- （1）新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金実績報告書（第7号様式）
- （2）着工前及び完了後の写真
- （3）領収書又はこれに代わるものの写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

（交付確定）

第12条 市長は、前条に定める実績報告書等を受理し、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金交付確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定の後、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認め

たときは交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りのその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は前条の場合において既に補助金を交付した交付決定事業に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(生垣等の保全)

第15条 補助金の交付を受け生垣等を設置した者は、少なくとも5年間はその保全に努めるものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(新潟市樹木配付事業実施要綱の廃止)

- 3 新潟市樹木配付事業実施要綱（昭和52年1月20日制定）は、廃止する。

(新潟市生垣設置奨励助成金交付要綱の廃止)

- 4 新潟市生垣設置奨励助成金交付要綱（平成6年4月1日制定）は、廃止する。

(新潟市生垣設置奨励助成金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

- 5 この要綱の施行の日前に、前項の規定による廃止前の新潟市生垣設置奨励助成金交付要綱第7条の規定によりなされた実績報告に係る助成金の支払い及び助成金の交付を受け設置した生垣の保全については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

年 月 日

(申請者)
住所
氏名
電話番号

新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金の交付を受けたいので、新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 補助事業名称 | 新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助事業 |
| 2 補助事業の内容 | 緑豊かな住み良い都市環境及び景観づくりのため緑地協定地区内における生垣等の設置を支援する |
| 3 補助事業の期間 | 着手（予定）年月日 年 月 日
完了（予定）年月日 年 月 日 |
| 4 交付申請額 | 金額 金 円 |
| 5 添付書類 | (1) 生垣等設置計画書（第2号様式）
(2) 生垣等設置場所案内図・計画図（第3号様式）
(3) 事業の実施場所の現況写真（事業着手前）
(4) 事業に要する費用の見積書
(5) 申請者と事業の実施場所の所有者が異なる場合は、当該所有者の承諾書
(6) その他市長が必要と認める書類 |

第1号様式（第二面）（第8条関係）

＜ 補助対象要件に関する確認事項 ＞（各項目の該当する□に✓印を記入してください。）

確 認 項 目	確 認 欄	
申請する生垣等は、過去にこの要綱で補助金の交付を受けていません。	はい □	いいえ □
申請者は暴力団員又は暴力団等と関係を有する者ではありません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。	はい □	いいえ □
市税に未納はありません。また、市長が必要があると認めた場合は、別途必要な書類を提出します。	はい □	いいえ □
第7条の規定により、生垣等設置費補助金について、国、県、その他の団体からの補助金等を受ける場合は、対象経費からその補助金等の額を差し引いています。	はい □	いいえ □
要綱第10条の規定により、交付決定内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更交付申請書を提出します。	はい □	いいえ □
交付決定を受けた後に新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助事業に着手し、速やかに実績報告書を提出します。	はい □	いいえ □
要綱第13条の規定により、交付決定の取消しに係る部分に関し既に交付された補助金の返還を命じられた場合は、定められた期限までに返還します。	はい □	いいえ □
市長が必要があると認めた場合は、その求めに応じ、補助事業に係るアンケート、報告、資料の提出、担当職員による現地調査等に協力します。	はい □	いいえ □

（注）確認欄の「いいえ」に✓がある場合、補助対象要件に該当しないため、交付決定ができません。

第2号様式（第8条・第10条関係）

生垣等設置計画書

設置者		住所	新潟市				
		氏名					
設置区分		1.市街化区域 2.市街化調整区域	接道状況	国道 県道 市道 私道			
設置内容		1. 生垣の設置 2. 高木性樹木 3. ブロック塀等の取り壊し					
		緑地協定地区名：()					
工事期間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
設置内容	生垣設置	樹 種	本 数	樹 高	延 長		
		①	本	m	m		
		②	本	m	m		
		③	本	m	m		
		計	本	m	m		
		施工方法		1.直営 2.請負(業者名：)			
		高木性樹木	樹 種	本 数	樹 高	延 長	
	①		本	m	m		
	②		本	m	m		
	③		本	m	m		
	計		本	m	m		
	施工方法		1.直営 2.請負(業者名：)				
	ブロック塀等の取り壊し		種 類	1.ブロック塀 2.石 塀 3.コンクリート塀 4.レンガ塀 5.その他 ()			
		延 長	取り壊し m, 生垣設置部分延長 m				
		高 さ	現 状 c m, 取り壊し後 c m				
		施工方法		1.直営 2.請負(業者名：)			
		工事合計金額		円（見積り金額）			
	審査事項		上記事項について審査した結果適当である。 年 月 日 課 職名 氏名				

生垣等設置場所案内図

生垣等設置計画図

第 号
年 月 日

様

新 潟 市 長

新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助事業について、新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助事業
- 2 交付決定額（不交付の理由）

	万	千	百	拾	円
¥					

交付の条件

- 1 補助事業の内容又は経費の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 2 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用しないこと。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- 4 補助事業が完了予定期日までに完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 5 新潟市補助金等交付規則及び新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金交付要綱を遵守すること。

※ 事業の実施状況により、補助金交付額が交付決定額より減額となる場合があります。

年 月 日

（あて先）新潟市長

（申請者）
住所
氏名
電話番号

新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で通知のあった新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金の交付決定の内容を、次の通り（変更・取消）したいので、新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 変更交付申請額

						新潟市使用欄					
既交付決定額						変更交付申請額					
¥	万	千	百	拾	円	¥	万	千	百	拾	円

2 補助事業の期間 着手（予定）年月日 年 月 日
完了（予定）年月日 年 月 日

3 添付書類

- （1） 生垣等設置計画書（変更後）（第2号様式）
- （2） 生垣等設置場所案内図・計画図（変更後）（第3号様式）
- （3） 事業の実施場所の現況写真（事業着手前）
- （4） 事業に要する費用の見積書

4 変更の理由

第 号
年 月 日

様

新 潟 市 長

新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金については、新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金変更交付要綱第10条第3項の規定により次のとおり変更したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助事業
- 2 補助金の変更交付決定額

既交付決定額

	万	千	百	拾	円
¥					

変更交付決定額

	万	千	百	拾	円
¥					

交付の条件

- 1 補助事業の内容又は経費の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 2 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用しないこと。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- 4 補助事業が完了予定期日までに完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 5 新潟市補助金等交付規則及び新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金交付要綱を遵守すること。

※ 事業の実施状況により、補助金交付額が交付決定額より減額となる場合があります。

年 月 日

（あて先）新潟市長

（申請者）
住所
氏名
電話番号

新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助事業が完了したので、新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助事業

2 交付算定額

	万	千	百	拾	円
¥					

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- （1）着工前及び完了後の写真
- （2）領収書又はこれに代わるものの写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

5 補助金交付先（振込先）

口座 名義	カナ						
	漢字						
金融機関名		預金種目		口座番号			
銀行 本店		1 普通					
金庫 支店		2 当座					
農協 出張所							
信用組合							

第 号
年 月 日

様

新 潟 市 長

新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記の通り補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市緑化地区等への生垣等設置費補助事業
- 2 交付確定額

	万	千	百	拾	円
¥					